

第百六十五回国参议院総務委員会会議録第十号

平成十八年十二月十二日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

十二月八日

辞任

足立 信也君

補欠選任

内藤 正光君

出席者は左のとおり。

委員長 山内 俊夫君
理事 景山俊太郎君
二之湯 智君
森元 恒雄君
伊藤 基隆君
那谷屋正義君

委員

小野 清子君
河合 常則君
木村 仁君
山崎 力君
山本 順三君
吉村剛太郎君
芝 博一君
高嶋 良充君
内藤 正光君
澤 雄二君
吉川 春子君
又市 征治君
長谷川憲正君

委員以外の議員

発議者 谷 博之君

発議者 円 より子君

衆議院議員 発議者 宮路 和明君

発議者 宮下 一郎君

事務局側

発議者 榎屋 敬悟君
常任委員会専門 高山 達郎君

本日の会議に付した案件

○独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律案(衆議院提出)

○戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案(谷博之君外十一名発議)

○独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法律案(谷博之君外十一名発議)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(山内俊夫君) ただいまから総務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
去る八日、足立信也君が委員を辞任され、その補欠として内藤正光君が選任されました。

○委員長(山内俊夫君) 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律案(第百六十三回国会衆議院第二号)、戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案(参第二号)及び独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法律案(参第三号)、以上三案を一括して議題といたします。

まず、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律案(第百六十三回国会衆議院第二号)について、発議者衆議院議員宮下一郎君から趣旨説明を聴取いたします。宮下一郎君。

○衆議院議員(宮下一郎君) ただいま議題となりました独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律案につきまして、

その提案の理由及び内容並びに衆議院における修正部分について御説明申し上げます。

平和祈念事業特別基金は、今次の大戦における尊い戦争犠牲者を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、いわゆる恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者等の関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰籍の念を示す事業を行うことを目的としたものであり、これまで、関係者の労苦に関する資料の収集・保管や調査研究、平和祈念展示資料館を中心とした展示や講演会、戦後強制抑留者等に対する銀杯・書状などの慰労品の贈呈及び慰労金の支給などの事業を行ってきたところであります。

しかしながら、長きにわたってその解決が求められてきた戦後強制抑留者、恩給欠格者及び引揚者等の問題、いわゆる戦後処理問題の解決について、戦後六十一年を経過し、関係者の著しい高齢化の状況等にかんがみ、最終決着を図る必要があります。

また、平和祈念事業特別基金は、今般の特殊法人等改革により行政の効率化が求められる中、独立行政法人となったものであります。役員の人件費や展示資料館の維持などの費用が負担となり、折からの低金利も重なり、基金の運営は大変厳しいものとなっております。

以上のことから、平和祈念事業特別基金を解散することとし、それまでの間、その資本金の一部を取り崩し、新たな慰籍事業を行うことができるようにするため、本法律案を提出するものであります。

次に、その主な内容について申し上げます。

第一に、行政の効率的実施の観点から独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止することとしております。

は、関係者に対し慰籍の念を示す事業を行う業務に必要な費用に充てるため、その資本金の一部を取り崩すことができるものとし、当該取り崩した額に相当する金額については、基金に対する政府の出資はなかったものとし、基金はその額により資本金を減少するものとしております。

なお、関係者に対し慰籍の念を示す事業といたしましては、戦後強制抑留者、恩給欠格者及び引揚者で現に生存している方に対し、慰労の品を贈呈する特別記念事業を予定しております。

以上が本法律案の提案の理由及び内容であります。

次に、本法律案に対する衆議院における修正部分につきまして御説明申し上げます。
修正の内容は、本法律案の施行期日を、平成二十一年九月三十日までの間において政令で定める日から平成二十二年九月三十日までの間において政令で定める日に改めるものであります。

何とぞ、御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(山内俊夫君) 次に、戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案(参第二号)及び独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法律案(参第三号)について、発議者谷博之君から趣旨説明を聴取いたします。谷博之君。

○委員以外の議員(谷博之君) ただいま議題となりました戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案及び独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法律案につきまして、共同提案者である民主党・新緑風会、日本共産党、社民党・護憲連合を代表して、その趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

戦後六十一年がたち、また、今日は、一九五六

年の日ソ共同宣言によつて最後のシベリアからの引揚げ船が舞鶴に入港してからちょうど五十年目に当たります。四五年八月十五日に戦争が終わり、日本軍の武装解除が行われる中、スターリンの極秘指令によつて、旧ソ連・モンゴルの地域に五十七万人以上の上の方々が連行され、過酷な寒さと飢え、医薬品の不足などに苦しみつ、長期間にわたつて抑留され、強制労働に従事させられたのがいわゆるシベリア抑留でした。そして、そのような悲惨な状況の中で、抑留された方々の約一割に相当する六万人前後が亡くなったとされています。これは、戦闘中の死亡、突発的な災害や事故の中で起きた犠牲ではなく、日本に帰す、ダモイ・トーキョーなどとだまされて、拉致・強制連行され、奴隷労働を強いられた結果、人為的に引き起こされた静かな大量死でした。シベリア抑留は、武装解除した日本兵を早期に帰国させることを定めたポツダム宣言に違反し、捕虜の取扱いに関する当時の国際法規にも反した重大な拉致事件、人権侵害事件でした。

南方地域で捕虜となつた方々は、帰国後、国から、捕虜であつた期間中の労働賃金の支払を受けることができず、しかも、シベリア等で戦後強制抑留された方々への補償問題は戦後半世紀以上もの長きにわたつて未解決のままであり、国はそれに対する補償を避け、平和祈念事業特別基金を通して、抑留された方々のうち、約十八万人の恩給欠格者には一人十萬円の慰労金、銀杯と感謝状、約十三万人の恩給受給者には銀杯と感謝状を支給するにとどまってきました。当然、抑留された方々の大半が納得していません。裁判所に訴えたり、様々な運動や訴えを重ねてこられ、今日に至っています。

捕虜を強制抑留し、人権を侵犯した旧ソ連側は、九三年に来日したエリツィン初代ロシア大統領が深甚なる謝罪を表明しています。しかし、請求権については日ソ共同宣言で相互放棄していることから、その補償については国内的措置するほかはありません。九七年の最高裁判決も、戦後

強制抑留された方々に対する補償の要否及び在り方については、立法府の総合的政策判断にゆだねられるものとしています。さらに、最長十一年にわたる収容所での抑留から解放されて帰国した後も、多くの方々がシベリア帰りというレッテルを張られて、GHQの指令で公安の監視下に置かれ、就職など差別を受け、大変な苦勞をされて戦後を生きてこられました。このような戦後の特殊な境遇は、日本社会によつてもたらされた不利益あるいは差別であり、そのことについて今日まで社会として十分な反省がなされてきたとは言えません。未払賃金の問題だけでなく、本邦帰還後の状況や、以上の問題を長年放置してきたことについても、日本社会全体として認識し、戦後強制抑留された方々に対し可能な限りの慰藉を行うべきであると考えられるのであります。

抑留された当事者の方々の平均年齢も現在八十四歳前後となつており、存命の方々は推定で十一万人弱と言われ、さらにその数は減つてきています。このようなことから、国として、速やかに適切な措置を講ずる必要があるとの考えに基づき、戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案を提出させていただいた次第です。この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

この法律は、戦後強制抑留者が、戦後、酷寒の地において、長期間にわたつて劣悪な環境の下で強制労働され、多大の苦難を強いられたこと、その間において過酷な強制労働に従事させられ、また、それにもかかわらず当該強制労働に対する対価の支払を受けていないことなどの特別の事情にかんがみ、あわせてそれらの者が本邦に帰還した後の状況等についても考慮し、戦後強制抑留者の労苦を慰藉するため、特別給付金を支給することとしております。

特別給付金は、旧ソ連又はモンゴルの地域において戦後強制抑留された者で日本国籍を有するものに、一時金として支給するものであり、その額は、戦後強制抑留者の帰国の時期の区分に応じて

三十万円から二百万円としております。また、国は、この法律の施行後速やかに、旧ソ連等の地域で戦後強制抑留された者であつて日本国籍を有しないものその他特別給付金支給対象者以外のもの、及び樺太、千島、北朝鮮、旧関東州、旧満州等の地域で戦後強制抑留された者であつて戦後強制抑留者と同様の実情にあつたものに係る強制抑留の実態調査を行うとともに、その結果等を踏まえつつ、それらの者その他の関係者の労苦に報いる等のための方策について検討を加え、必要な措置を講ずるものとしております。

なお、この法律の施行期日につきましては、平成十九年一月一日としております。次に、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法律案の概要について御説明申し上げます。

独立行政法人平和祈念事業特別基金につきましては、関係省庁の天下り先となつて、似たような趣旨や目的の施設がほかにもあり税金の無駄遣いであるなど、厳しい批判がなされていることを踏まえ、行政の効率的実施の観点等から、速やかに解散することとし、現在基金により行われております贈呈事業について未申請者の方々の呼び掛けを集中的に行い、事務処理を進めた後、平成二十年四月一日をもって基金等に関する法律を廃止することとしております。

なお、基金が保管する戦後強制抑留者等の労苦に関する資料につきましては、その労苦について国民の理解を深め、かつ、戦争犠牲性としての体験を後代の国民に継承することの重要性にかんがみ、その資料が適切に保存されるよう、国は必要な措置を講ずるものとしております。

委員各位には、両法律案の趣旨につきまして十分に御理解を賜り、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。○委員長(山内俊夫君) 以上で三案の趣旨説明の聴取は終わりました。三案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。

○委員長(山内俊夫君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律案(第百六十三回国会衆議院第二号)、戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案(参議院第二号)及び独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法律案(参議院第三号)、以上三案の審査のため、来る十四日午前十時に参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(山内俊夫君) 御異議ないと認めます。なお、その人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(山内俊夫君) 御異議ないと認め、さよう決定をいたします。本日はこれにて散会いたします。午前十時十四分散会

十二月八日本委員会に左の案件が付託された。
一、シベリア抑留問題の早期解決に関する請願
(第六六四号)(第六六五号)(第六六六号)
(第六七五号)(第六八〇号)(第六九二号)
(第六九三号)(第七三二号)(第七三二二号)
(第七四九号)(第七五四号)(第七六四号)
(第八〇七号)(第八一二号)(第八六三号)
(第八七八号)(第九〇〇号)(第九〇一号)
(第九〇七号)(第九四六号)

第六六四号 平成十八年十一月二十四日受理
シベリア抑留問題の早期解決に関する請願
請願者 神戸市中央区港島中町二ノ五ノ
一 前田徹 外七百六十二名
紹介議員 水岡 俊一君
この請願の趣旨は、第六六二号と同じである。

第六六五号 平成十八年十一月二十四日受理
シベリア抑留問題の早期解決に関する請願

請願者 北海道上川郡下川町南町八五 田
畑美奈 外五百四十四名

紹介議員 峰崎 直樹君
この請願の趣旨は、第六六二号と同じである。

第六六六号 平成十八年十一月二十四日受理
シベリア抑留問題の早期解決に関する請願

請願者 神奈川県鎌倉市津西一ノ一五ノ二
六 杉本富雄 外五十七名

紹介議員 田 英夫君
この請願の趣旨は、第六六二号と同じである。

第六七五号 平成十八年十一月二十四日受理
シベリア抑留問題の早期解決に関する請願

請願者 福岡県春日市宝町四ノ一三ノ一
古賀美義 外二百八十四名

紹介議員 前田 武志君
この請願の趣旨は、第六六二号と同じである。

第六八〇号 平成十八年十一月二十四日受理
シベリア抑留問題の早期解決に関する請願

請願者 鹿児島県大口市小木原一、七八
九 小田原清人 外百八十四名

紹介議員 喜納 昌吉君
この請願の趣旨は、第六六二号と同じである。

第六九二号 平成十八年十一月二十四日受理
シベリア抑留問題の早期解決に関する請願

請願者 北九州市八幡西区日吉台三ノ三二
ノ二九 諸岡昭三郎 外二百五十
一名

紹介議員 神本美恵子君
この請願の趣旨は、第六六二号と同じである。

第六九三号 平成十八年十一月二十四日受理
シベリア抑留問題の早期解決に関する請願

請願者 青森県八戸市市川町上大谷地五三

ノ二六 木村さち子 外百七十八
名
紹介議員 下田 敦子君
この請願の趣旨は、第六六二号と同じである。

第七三二号 平成十八年十一月二十七日受理
シベリア抑留問題の早期解決に関する請願

請願者 神戸市西区天王山二六ノ一 中平
真博 外四百七十三名

紹介議員 辻 泰弘君
この請願の趣旨は、第六六二号と同じである。

第七三三二号 平成十八年十一月二十七日受理
シベリア抑留問題の早期解決に関する請願

請願者 東京都足立区中央本町二ノ二三ノ
一五 酒井和吉 外百三十名

紹介議員 円 より子君
この請願の趣旨は、第六六二号と同じである。

第七四九号 平成十八年十一月二十七日受理
シベリア抑留問題の早期解決に関する請願

請願者 北九州市若松区中畑町一八ノ七
小泉康子 外二百三十八名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第六六二号と同じである。

第七五四号 平成十八年十一月二十八日受理
シベリア抑留問題の早期解決に関する請願

請願者 北九州市若松区鴨生田三ノ一八ノ
九 橋元昇一 外百五十九名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第六六二号と同じである。

第七六四号 平成十八年十一月二十八日受理
シベリア抑留問題の早期解決に関する請願

請願者 埼玉県南埼玉郡宮代町字中島二四
一ノ三 丸藤栄一 外九十九名

紹介議員 山根 隆治君
この請願の趣旨は、第六六二号と同じである。

第八〇七号 平成十八年十一月二十八日受理
シベリア抑留問題の早期解決に関する請願

請願者 大阪市東成区大今里南二ノ一四ノ
七 八幡紀代 外三百六十五名

紹介議員 山本 孝史君
この請願の趣旨は、第六六二号と同じである。

第八一二号 平成十八年十一月二十九日受理
シベリア抑留問題の早期解決に関する請願

請願者 埼玉県朝霞市朝志ヶ丘二ノ二ノ三
一 木村賢一 外九十九名

紹介議員 藤末 健三君
この請願の趣旨は、第六六二号と同じである。

第八六三三号 平成十八年十一月二十九日受理
シベリア抑留問題の早期解決に関する請願

請願者 茨城県龍ヶ崎市貝原塚町二、九二
六ノ二 小嶋稔 外百九十九名

紹介議員 郡司 彰君
この請願の趣旨は、第六六二号と同じである。

第八七八号 平成十八年十一月三十日受理
シベリア抑留問題の早期解決に関する請願

請願者 大阪市中央区法円坂一ノ五ノ二四
ノ四 浜上恵津子 外四百七十九
名

紹介議員 又市 征治君
この請願の趣旨は、第六六二号と同じである。

第九〇〇号 平成十八年十一月三十日受理
シベリア抑留問題の早期解決に関する請願

請願者 滋賀県大津市大將軍一ノ八ノ一ノ
二〇三 藤井直美 外百二十六名

紹介議員 小林美恵子君
この請願の趣旨は、第六六二号と同じである。

第九〇一号 平成十八年十一月三十日受理
シベリア抑留問題の早期解決に関する請願

請願者 山形県飽海郡遊佐町白井新田 池
田源吉 外百三十三名

紹介議員 渡辺 孝男君
この請願の趣旨は、第六六二号と同じである。

第九〇七号 平成十八年十二月一日受理
シベリア抑留問題の早期解決に関する請願

請願者 栃木県那須郡那須町大字芦野一、
一八六ノ一 長岡保二 外七十九
名

紹介議員 谷 博之君
この請願の趣旨は、第六六二号と同じである。

第九四六号 平成十八年十二月一日受理
シベリア抑留問題の早期解決に関する請願

請願者 三重県いなべ市北勢町小原一色四
七四 片山国春 外百三十五名

紹介議員 芝 博一君
この請願の趣旨は、第六六二号と同じである。

十二月十一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給
に関する法律案(谷博之君外十一名発議)

一、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に關
する法律を廃止する法律案(谷博之君外十一
名発議)

一、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に關
する法律の廃止等に関する法律案(衆(第百
六十三回国会提出、衆議院継続審査)

戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に
関する法律案

戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給
に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、戦後強制抑留者が、戦後、
酷寒の地において、長期間にわたって劣悪な環
境の下で強制抑留され、多大の苦難を強いられ
たこと、その間において過酷な強制労働に従事
させられ、また、それにもかかわらず当該強制

労働に対する対価の支払を受けていないこと等の特別の事情にかんがみ、あわせてそれらの者が本邦に帰還した後の状況等についても考慮し、戦後強制抑留者の労苦を慰藉するための特別給付金の支給に關し必要な事項を規定するものとする。

(定義)

第二条 この法律において「戦後強制抑留者」とは、昭和二十年八月九日以来の戦争の結果、同年九月二日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者で本邦に帰還したものをいう。

(特別給付金の支給)

第三条 戦後強制抑留者でこの法律の施行の日に

帰 国 の 時 期	特別給付金の額
昭和二十三年十二月三十一日まで	三〇〇、〇〇〇円
昭和二十四年一月一日から昭和二十五年十二月三十一日まで	五〇〇、〇〇〇円
昭和二十六年一月一日から昭和二十七年十二月三十一日まで	一、〇〇〇、〇〇〇円
昭和二十八年一月一日から昭和二十九年十二月三十一日まで	一、五〇〇、〇〇〇円
昭和三十年一月一日以降	二、〇〇〇、〇〇〇円

において日本の国籍を有するものには、特別給付金を支給する。

2 特別給付金の支給を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、総務大臣が行う。

3 前項の請求は、総務省令で定めるところにより、平成二十七年三月三十一日までに行わなければならない。

4 前項の期間内に特別給付金の支給を請求しなかつた者には、特別給付金は、支給しない。

(特別給付金の額等)

第四条 特別給付金の額は、戦後強制抑留者の帰国の時期の区分に応じ次の表に掲げる額とし、これを一時金として支給する。

条第三項の規定は、準用しない。

第七条 特別給付金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(差押えの禁止)

第八条 特別給付金の支給を受ける権利は、差し押さえることができない。ただし、国税滞納処分(その例による処分を含む。)による場合は、この限りでない。

(非課税)

第九条 租税その他の公課は、特別給付金を標準として、課することができない。

(特別給付金の返還)

第十条 不実の申請その他不正の手段により特別給付金の支給を受けた者があつたときは、総務大臣は、その者に対して特別給付金の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずることができ

る。

2 前項の規定により返還を命ぜられた金額を納付しない者があつたときは、総務大臣は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

3 前項の規定による督促を受けた者がその指定期限までに第一項の規定により返還を命ぜられた金額を納付しないときは、総務大臣は、国税滞納処分の例によりこれを処分することができ

る。

4 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(総務省令への委任)

第十一条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、総務省令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年一月一日から施行する。

(総務省設置法の一部改正)

第二条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一

号)の一部を次のように改正する。

第四号第八十八号の次に次の一号を加える。
八十八の二 戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に關する法律(平成十八年法律第 号)第三條第一項の規定による特別給付金に關すること。

(検討等)

第三条 国は、この法律の施行後速やかに、第二条の地域において戦後強制抑留された者であつて日本の国籍を有しないものその他第三条第一項の規定による特別給付金の支給の対象となつてゐる者以外のもの及び樺太、千島、北緯三十八度以北の朝鮮又は元の関東州、元の満洲等の中国の地域において戦後強制抑留された者であつて第二条の地域において戦後強制抑留された者と同様の実情にあつたものに係る強制抑留の実態について総合的に調査を行うとともに、その結果等を踏まえつつ、それらの者その他の関係者について労苦に報いる等のための方策に關し検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

この法律の施行に伴い必要となる経費は、約三百九十億円の見込みである。

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に關する法律を廃止する法律案

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に關する法律を廃止する法律

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に關する法律(昭和六十三年法律第六十六号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

(特別給付金の支給を受ける権利の承継)

第五条 特別給付金の支給を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者がその死亡前に特別給付金の支給の請求をしていなかったときは、その者の相続人は、自己の名で、当該特別給付金の支給を請求することができる。

2 前項の場合において、同順位に相続人が数人あるときは、その一人のした特別給付金の支給の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした特別給付金

の支給を受ける権利の認定は、全員に対してしたものとみなす。

(異議申立期間)

第六条 特別給付金に關する処分についての異議申立てに關する行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第四十五条の期間は、その処分

の通知を受けた日の翌日から起算して一年以内とする。

2 前項の異議申立てについては、行政不服審査法第四十八条の規定にかかわらず、同法第十四

条第三項の規定は、準用しない。

(独立行政法人平和祈念事業特別基金の解散等)
第二条 独立行政法人平和祈念事業特別基金(以下「基金」という)は、この法律の施行の時にいて解散するものとし、その資産及び債務は、その時において国が承継し、一般会計に帰属する。

2 国は、基金が保管するこの法律による廃止前の独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律第一条の關係者の労苦に関する資料が、前項の規定により基金が解散した後においても、当該關係者の労苦について国民の理解を深め、かつ、戦争犠牲性としてのその体験を後代の国民に継承するための資料として適切に保存されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

3 基金の平成十九年四月一日に始まる事業年度に係る独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第三十八条に規定する財務諸表、事業報告書及び決算報告書の作成等については、総務大臣が従前の例により行うものとする。

4 基金の平成十九年四月一日に始まる事業年度における業務の実績及び独立行政法人通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間における業務の実績については、総務大臣が評価を受けるものとする。

5 第一項の規定により基金が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。
(罰則に関する経過措置)
第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に必要経過措置は、政令で定める。
(総務省設置法の一部改正)
第五条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四号中第八十八号を削り、第八十八号の二を第八十八号とする。

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律案
独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律

(独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止)
第一条 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律(昭和六十三年法律第六十六号)は、廃止する。

(独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部改正)
第二条 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第七条を次のように改める。
(資本金の取崩し等)
第七条 基金は、第十三条第一項第四号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、その資本金の一部を取り崩すことができる。この場合において、当該取り崩した額に相当する金額については、基金に対する政府の出資はなかつたものとし、基金は、その額により資本金を減少するものとする。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十二年九月三十日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、第二条及び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

(独立行政法人平和祈念事業特別基金の解散等)
第二条 独立行政法人平和祈念事業特別基金(以下「基金」という)は、この法律の施行の時にいて解散するものとし、その資産及び債務は、その時において国が承継し、一般会計に帰属する。

2 基金の解散の日の前日を含む事業年度は、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第三十六条第一項の規定にかかわらず、その解散の日の前日に終わるものとし、当該事業年度に係る決算並びに独立行政法人通則法第三十八条

に規定する財務諸表及び事業報告書の作成等については、総務大臣が従前の例により行うものとする。

3 基金の解散の日の前日を含む事業年度における業務の実績については、総務大臣が独立行政法人通則法第三十二条第一項の評価を受けるものとする。

4 第一項の規定により基金が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。
(罰則に関する経過措置)
第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に必要経過措置は、政令で定める。
(総務省設置法の一部改正)
第五条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四号中第八十八号を次のように改める。
八十八 削除
十二月十一日本委員会に左の案件が付託された。
一、シベリア抑留問題の早期解決に関する請願
(第一〇〇〇号)(第一〇一六号)(第一〇三九号)(第一〇四四号)(第一〇五三三号)(第一〇五六号)(第一〇七六号)

第一〇〇〇号 平成十八年十二月四日受理
シベリア抑留問題の早期解決に関する請願
請願者 福岡県大牟田市歴木七九四ノ六 永松未帆 外四百四十二名
紹介議員 福島みずほ君
この請願の趣旨は、第六六二号と同じである。

第一〇一六号 平成十八年十二月五日受理
シベリア抑留問題の早期解決に関する請願
請願者 福岡市東区名島三ノ三ノ一六 吉田豊喜 外五百七十七名

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第六六二号と同じである。

第一〇三九号 平成十八年十二月五日受理
シベリア抑留問題の早期解決に関する請願
請願者 神奈川県秦野市北矢名七二ノ二ノ一〇一 安斎康彦 外二百四十九名
紹介議員 千葉 景子君
この請願の趣旨は、第六六二号と同じである。

第一〇四四号 平成十八年十二月五日受理
シベリア抑留問題の早期解決に関する請願
請願者 仙台市青葉区八幡一ノ三ノ一一ノ二〇一 佐藤正壽 外百七十二名
紹介議員 櫻井 充君
この請願の趣旨は、第六六二号と同じである。

第一〇五三三号 平成十八年十二月六日受理
シベリア抑留問題の早期解決に関する請願
請願者 東京都中野区中野五ノ三三ノ九 片山千代子 外二百七十二名
紹介議員 小川 敏夫君
この請願の趣旨は、第六六二号と同じである。

第一〇五六号 平成十八年十二月六日受理
シベリア抑留問題の早期解決に関する請願
請願者 奈良県五條市岡口一ノ九ノ五八 杉田宗詞 外百四十六名
紹介議員 前川 清成君
この請願の趣旨は、第六六二号と同じである。

第一〇七六号 平成十八年十二月六日受理
シベリア抑留問題の早期解決に関する請願
請願者 堺市南区原山台四丁八ノ一ノ四〇 一 西浦正明 外二百九名
紹介議員 井上 哲土君
この請願の趣旨は、第六六二号と同じである。

第二部

総務委員会会議録第十号 平成十八年十二月十二日【参議院】

平成十八年十二月二十日印刷

平成十八年十二月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

B